

おくやみハンドブック

南陽市



## ご遺族の方へ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

南陽市では、亡くなった方に関する市役所での手続きと市役所以外の主な手続きをまとめた、おくやみハンドブックを作成いたしました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

南陽市役所 0238-40-3211 (代表)

## もくじ

事前準備について	P.2
来庁時の持ち物について	P.3
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ (目安)	P.4
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.5
死亡に伴う各種手続き	
1. 死亡届・火葬許可に関する手続き	P.7
2. 住民登録に関する手続き	P.7
3. 保険に関する手続き	P.9
4. 医療証に関する手続き	P.13
5. 年金に関する手続き	P.14
6. 税金に関する手続き	P.16
7. 介護保険に関する手続き	P.21
8. 福祉 (障がい) に関する手続き	P.22
9. 子どもに関する手続き	P.27
10. 上下水道に関する手続き	P.29
11. その他の手続き	P.29
亡くなられた方が会社員だった場合	P.35
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.36
改葬・墓じまいの手続きについて	P.36
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
家系図	P.41
故人の財産について	P.42
法定相続情報証明制度について	P.43
委任状	P.45

## 事前準備について

南陽市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。  
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をお願いします。

STEP 1

### 持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

### 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。



STEP 3

### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、南陽市役所へお越しください。



MEMO

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書、年金手帳など）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証  
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）  
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。  
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 医療受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

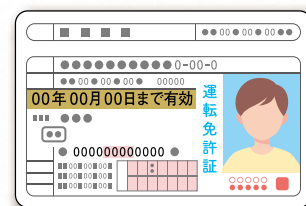
### 本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書に限る）  
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類（ABから各1点またはAから2点）

A：健康保険証、介護保険証、医療証、年金手帳 など

B：顔写真付きの社員証・学生証、診察券 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (38 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(39 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (39 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (40 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

南陽市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
死亡届 火葬許可	<input type="checkbox"/>	死亡届、火葬許可・斎場使用許可申請の手続き	P.7
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	亡くなった方の戸籍の取得方法	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
医療証	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい(児)者医療証を交付されていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.16
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.18
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.19
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	保険料(普通徴収)が発生していた	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害児通所支援サービスを利用していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	心身障害者福祉ハイヤー利用券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成券を利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.26
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	南陽市育英事業奨学金制度を利用していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.29
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.30
	<input type="checkbox"/>	被相続人が居住していた住宅(空き家)を売却することになった	P.31
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	河川用地または水路用地を占用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	緊急告知防災ラジオの貸与を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	市指定文化財を所有していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	相続などに関して相談したい	
<input type="checkbox"/>	ペット(犬)の飼い主が亡くなった	P.34	

## 1. 死亡届・火葬許可に関する手続き

### 死亡届、火葬許可・斎場使用許可申請の手続き

**手続き** 火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。

手続き詳細	期 限
葬儀の日程が決まりましたら、お電話で火葬の予約をしてください。予約後死亡届の提出・火葬許可証の受け取りに市役所においでください。 「死亡診断書」は今後様々な手続きで必要になりますので、必ずコピーをお取りください。	死亡を知った日から 7日以内
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届書 (医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの) <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (スタンプ印不可)	市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

## 2. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

**手続き** カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※住民基本台帳カードは返却してください。 ※マイナンバーカード・個人番号通知カードは、返却の必要はありません。 ※今後の手続きにおいてマイナンバーが必要になる場合がありますので、手続き終了後に処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254



## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

## 亡くなった方の戸籍の取得方法

### 手続き 市民課にて請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方の本籍が南陽市の場合に取得可能です。市民課にて請求できます。 南陽市以外に本籍地がある場合は、本籍地の市区町村役場に問い合わせのうえ、ご請求ください。	なし
	手続き可能な人 ①亡くなった方と同じ戸籍に記載のある方 ②配偶者、直系尊属（父母など）、直系卑属（子・孫など） ③第三者（①・②以外で自己の権利行使、義務履行のため亡くなった方の戸籍が必要な方） ※この場合、請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当なものであることを示す書類を提示していただきます。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ・ 1点で本人確認できる書類 （官公庁発行の顔写真付き身分証明書に限る） マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ・ 2点で本人確認できる書類（ABから各1点またはAから2点） A：健康保険証、介護保険証、医療証、年金手帳 など B：顔写真付きの社員証・学生証、診察券 など ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。  【受付窓口】 ・ 市民課市民係	市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

### 3. 保険に関する手続き

#### 国民健康保険に加入していた

##### 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 ご親族
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

##### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※会社の健康保険などの被保険者(本人)が、その資格を喪失してから3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険などが国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことのわかるもの(葬祭費用の領収書)や会葬礼状など、葬祭を行った者及び葬祭日がわかるもの	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

##### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

## 手続き④ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。</p>	<p><b>相続開始を知った日から3ヶ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p> <p><b>手続き可能な人</b></p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続人代表者になれる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続人代表者になれる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p><b>税務課</b></p> <p><b>市民税係</b></p> <p>☎ 0238-40-0258</p>

MEMO

### 3. 保険に関する手続き

#### 後期高齢者医療保険に加入していた

##### 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 ご親族
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

##### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※会社の健康保険などの被保険者(本人)が、75歳の誕生日または障害認定日から3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険などが後期高齢者医療からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 国保葬祭費と同じ	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

##### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	問い合わせ先 すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

**手続き④ 相続人代表者指定届の提出**

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に後期高齢者医療保険料が賦課されている場合、後期高齢者医療保険料の納入通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。</p>	<p><b>相続開始を知った日から 3ヶ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	手続き可能な人
	<b>相続人代表者</b>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続人代表者になれる場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続人代表者になれる場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 市民税係 ☎ 0238-40-0258</p>

## MEMO

## 4. 医療証に関する手続き

### 重度心身障がい(児)者医療証を交付されていた

#### 手続き 医療証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、喪失届の際に返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい(児)者医療証	すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

### 子育て支援医療証を交付されていた

#### 手続き 医療証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
子育て支援医療証をお持ちのお子さんが亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、喪失届の際に返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子育て支援医療証	すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

### ひとり親家庭等医療証を交付されていた

#### 手続き 医療証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、喪失届の際に返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	すこやか子育て課 国保医療係 ☎ 0238-40-1692

## 5. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入または受給していた

#### 手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所でお手続きできます。亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、市役所にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【お問い合わせの際に必要なもの】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

### 厚生年金に加入または受給していた

#### 手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、米沢年金事務所でのお手続きとなります。亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、年金相談の予約受付専用電話で手続きのご予約をしてください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【年金相談の予約をする際に必要なもの】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	年金相談予約受付専用 ☎ 0570-05-4890 米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220

## 5. 年金に関する手続き

### 共済年金に加入または受給していた

#### 手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<b>【お問い合わせの際に必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

### 農業者年金を受給していた

#### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は農業者年金基金に対し、死亡届の提出が必要になります。 市民課及び農業委員会事務局にて必要書類を整えていただき、10日以内に最寄のJAまで「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。 死亡一時金や未支給年金がある場合は、請求順位に基づき遺族の方が請求することができます。	亡くなられた日から 10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写しまたは除籍謄本など <input type="checkbox"/> 受給権者と、死亡一時金または未支給年金を請求する者の続柄を確認できる戸籍謄本など <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者名義の印鑑	農業委員会事務局 ☎ 0238-40-8924



## 6. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。既に届いている納税通知書に同封された納付書を使用して納付をしてください。詳細についてはお問い合わせください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 納付書	税務課 収納係 ☎ 0238-40-0263

#### 手続き② 口座振替の変更または停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は、今後の手続きなどについて税務課窓口または電話にてお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書または納入通知書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> お届け印(銀行印)	税務課 収納係 ☎ 0238-40-0263

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 6. 税金に関する手続き

### 市民税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。</p>	<p><b>相続開始を知った日から 3ヶ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続人代表者になれる場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続人代表者になれる場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 市民税係</p> <p>☎ 0238-40-0258</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

### 手続き 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課資産税係への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p>相続開始を知った日から <b>3ヶ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定(変更)届が届いた方は 約1ヶ月以内</p> <p>手続き可能な人 <b>相続人代表者となる方</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【法定相続人の方が相続される場合】</b> 原則不要</p> <p><b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 資産税係 <b>☎ 0238-40-0259</b></p> <p>管轄の法務局 山形地方法務局 米沢支局 <b>☎ 0238-22-2148</b></p>

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 6. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合は、廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方（車両販売業者など）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	【問合せ先】 税務課市民税係 ☎ 0238-40-0258  【手続き窓口】 市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

#### 手続き② 亡くなられた方と同一世帯のご家族への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を亡くなられた方と同一世帯のご家族が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方（車両販売業者など）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	【問合せ先】 税務課市民税係 ☎ 0238-40-0258  【手続き窓口】 市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

### 手続き③ 亡くなられた方と同一世帯のご家族以外の方への譲渡の手続き

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"><li>新たに車両の所有者となる方が南陽市にお住まいの場合は、ナンバープレートを返納し、新たにナンバープレートの交付を受けてください。</li><li>新たに車両の所有者となる方が南陽市以外にお住まいの場合は、南陽市のナンバープレートを返納し、お住まいの自治体で新たにナンバープレートの交付を受けてください。</li></ul>	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方(車両販売業者など)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	【問合せ先】 税務課市民税係 ☎ 0238-40-0258  【手続き窓口】 市民課 市民係 ☎ 0238-40-8254

#### MEMO

## 7. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
以下の証書をお持ちだった場合、返却または破棄してください。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【65歳以上の方】</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証  <b>【介護認定を受けていた場合】</b> <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	どなたでも可  問い合わせ先 福祉課 介護管理係 ☎ 0238-40-1645

### 保険料が発生していた

#### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に介護保険料が賦課されている場合、介護保険料の納入通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。  相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。  ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。  ※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。	相続開始を知った日から <b>3ヶ月以内</b>  ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【法定相続人の方が相続人代表者になられる場合】</b> <input type="checkbox"/> 原則不要  <b>【法定相続人以外の方が相続人代表者になられる場合】</b> <input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど	相続人代表者
問い合わせ先	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ☎ 0238-40-0258

## 8. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

### 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

#### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

### 障害福祉サービスを利用していた

#### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

## 8. 福祉（障がい）に関する手続き

### 障害児通所支援サービスを利用していた

#### 手続き 受給者証の保護者変更手続きなど

手続き詳細	期 限
障がいがある児童の保護者が亡くなった場合、保護者の変更手続きが必要となります。児童が亡くなった場合、受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者証	すこやか子育て課 子ども家庭係 ☎ 0238-40-1689

### 心身障害者福祉ハイヤー利用券を利用していた

#### 手続き 未使用分の福祉ハイヤー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉ハイヤー利用券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉ハイヤー利用券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉ハイヤー利用券	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

### 自動車燃料費助成券を利用していた

#### 手続き 自動車燃料費助成券の喪失届と、未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料給油券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850



## 障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出  
(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

## 特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

MEMO

## 8. 福祉（障がい）に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 特別児童扶養手当受給者変更の手続きなど

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</p> <p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</p>	<p>亡くなられた日から 14日以内</p> <hr/> <p>手続き可能な人 ご親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【保護者が亡くなられた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し</li> <li><input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> </ul> <p><b>【児童が亡くなられた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> </ul>	<p>すこやか子育て課 子ども家庭係 ☎ 0238-40-1689</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

### 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

## 8. 福祉（障がい）に関する手続き

### 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票	福祉課 障がい福祉係 ☎ 0238-27-1850

## 9. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更の手続きなど

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【受給予定者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
<b>【お子様の場合】</b> <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	すこやか子育て課 子ども家庭係 ☎ 0238-40-1689

## 児童扶養手当を受給していた

### 手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、未払い分の児童扶養手当及び受給者の変更につき、別途手続きが必要となります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
個々の状況に応じて手続きが異なってくるため、詳しくはお問い合わせください。	すこやか子育て課 子ども家庭係 ☎ 0238-40-1689

## 南陽市育英事業奨学金制度を利用していた

### 手続き 奨学生死亡届の提出

手続き詳細	期 限
奨学生が亡くなられた場合、奨学金が停止となります。返還中のときは、返還期日が到来していない返還金が免除されます。 ※保護者（連帯保証人）が亡くなられた場合も手続きが必要となります。 詳しくは担当までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 保護者（連帯保証人）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 奨学生の戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 印鑑	管理課 ☎ 0238-40-8449

MEMO

## 10. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※電話手続き可	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 案内窓口 ☎ 0238-40-8430

## 11. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き 千代田クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
可燃・不燃ごみに分別を行ったうえでのごみの搬入が必要です。 【受入日時】 受付時間：月～金曜（午前9～12時、午後1～4時） 休 日：土・日曜、祝祭日、12/30～1/3	なし
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
処分料金：10kgあたり180円	千代田クリーンセンター ☎ 0238-57-4004

MEMO

## 被相続人が居住していた住宅（空き家）を売却することになった

### 手続き 被相続人居住用家屋等確認申請手続き

手続き詳細	期 限
<p>相続した空き家を売却する際に、次の要件をすべて満たす場合には、譲渡所得の税額控除の対象となります。</p> <p>※詳細は担当までお問合せください。</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の方が亡くなる前に居住していた居宅であって、亡くなった時点で、本人以外の方が居住していないこと（所有者の方が老人ホームに転居されていたときは、担当まで御確認ください）</li> <li>・所有者が亡くなられて以降、誰も使用していないこと</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された居宅であること</li> <li>・物件の売買契約の日が、所有者の方が亡くなられてから3年が経過する日の12月31日前であること</li> <li>・他の相続財産と合わせて、売却価格の合計が1億円以下であること</li> </ul> <p><b>【建物と敷地を売却した場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物について、耐震基準を満たしていること</li> </ul> <p><b>【建物を解体して敷地を売却した場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「売主」が「売買契約日前に」解体を完了していること</li> </ul>	<p><b>速やかに</b></p> <p>手続き可能な人 <b>申請者（相続人）</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 水道や電気の精算伝票（使用していない期間を確認します）</li> <li><input type="checkbox"/> 所有者として亡くなられた方の住民票の除票</li> <li><input type="checkbox"/> 相続される方の住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 売買契約書のコピー</li> <li><input type="checkbox"/> 建築年月日が明確に分かる書類（新築時の請負契約書、登記簿など）</li> </ul> <p><b>【空き家を解体せずに売却した場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 耐震基準を満たす証明書（検査証等）</li> </ul> <p><b>【空き家を解体して売却した場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 解体した際の除却届、または解体作業を事業者依頼した際の契約書で、解体日が明らかなもの</li> <li><input type="checkbox"/> 解体後の更地になった写真</li> </ul> <p>※この申請に限らず、空き家について御相談がある場合、担当までご連絡ください。</p>	<p>建設課 建築住宅係 ☎ 0238-40-8396</p>

## 11. その他の手続き

### 道路を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>【道路占有の廃止】</b> <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び占有許可書の写し <input type="checkbox"/> 占有物件の撤去 <b>【名義の変更】</b> <input type="checkbox"/> 道路占有権譲渡（承継）許可申請書及び占有許可書の写し	建設課 用地係 ☎ 0238-40-8398

### 河川用地または水路用地を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>【準用河川占有許可の名義の変更】</b> <input type="checkbox"/> 地位継承届及び使用等許可書の写し <b>【準用河川占有許可の廃止】</b> <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び使用等許可書の写し <input type="checkbox"/> 占有物件の撤去 <b>【法定外公共物使用許可の名義の変更】</b> <input type="checkbox"/> 法定外公共物権利義務承継届及び使用等許可書の写し <b>【法定外公共物使用許可の廃止】</b> <input type="checkbox"/> 法定外公共物使用等廃止届	建設課 用地係 ☎ 0238-40-8398



## 防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていた

### 手続き 防災行政無線戸別受信機の返却

手続き詳細	期 限
<p>山間部など、防災行政無線の音声が届きづらい場所にお住いの方には、市から防災行政無線の戸別受信機を貸与しています。</p> <p>亡くなられた方のほかにお住いの方がいなくなる場合は、戸別受信機の返却が必要です。</p> <p>※建物の管理のために定期的に訪れる場合などは、安全確保のために受信機を貸与し続けることも可能です。</p> <p>※返却の際は、推定相続人（財産管理人）の方の立ち合いのもと、撤去作業を実施いたします。</p>	<p><b>速やかに</b></p> <p>手続き可能な人</p> <p><b>推定相続人（財産管理人）</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>総合防災課</p> <p>☎ 0238-40-0264</p>

## 緊急告知防災ラジオの貸与を受けていた

### 手続き 緊急告知防災ラジオの返却

手続き詳細	期 限
<p>①災害時避難行動要支援者（自力で避難するのが難しい方）や、②土砂災害特別警戒区域にお住いの方には、緊急告知防災ラジオを無償貸与しています。</p> <p>①は本人が亡くなられた場合に、②は亡くなられた本人以外に世帯員がない場合に、ラジオの返却が必要です。</p>	<p><b>速やかに</b></p> <p>手続き可能な人</p> <p><b>どなたでも可</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 南陽市緊急告知防災ラジオ返還届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急告知防災ラジオ 一式</p>	<p>総合防災課</p> <p>☎ 0238-40-0264</p>

MEMO

## 11. その他の手続き

### 市指定文化財を所有していた

#### 手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市指定文化財を所有していた場合、所有者の変更について届出が必要です。 ※県指定文化財の場合は、県へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	新所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 所有者変更届出書 ※指定文化財が「史跡名勝天然記念物」の場合は、所有権移転について確認できる書類を添付してください。	社会教育課 文化係 ☎ 0238-40-8996

### 相続などに関して相談したい

#### 手続き 無料法律相談

手続き詳細	期 限
相続などの手続きに関して、弁護士と無料で相談（30分程度）できます。	—
【開催日】 ・毎月第1・3月曜日	手続き可能な人
【受付時間】 ・8時30分～12時30分 ※先着順でののご案内です。	どなたでも可
【受付窓口】 ・市民課生活係	問い合わせ先
	市民課 生活係 ☎ 0238-40-8255

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## ペット（犬）の飼い主が亡くなった

### 手続き ペット（犬）の飼い主などの変更の手続き

新しい飼い主の方	期 限
ペット（犬）の飼い主が変更になった場合、ペット（犬）の飼い主や住所地などの変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 新しい飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札（以前の住所地で発行したもの） <input type="checkbox"/> 手数料（鑑札を紛失した場合）	市民課 環境係 ☎ 0238-40-8256

MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b> 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b> 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p><b>【その他】</b> 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	米沢税務署 ☎ 0238-22-6320
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

## 改葬・墓じまいの手続きについて

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。  
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

### 2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。  
 ※許可申請書内への署名、押印でも可

### 3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。  
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

#### ▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

#### ▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

### 4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。  
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課 環境係

☎ 0238-40-8256

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	主な手続き	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせ先
公的年金 (国民年金・厚生年金など)	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求など	<input type="checkbox"/>	米沢年金事務所 米沢市金池5丁目4-8 ☎ 0238-22-4220 予約受付専用 ☎ 0570-05-4890
共済年金	給付手続き	<input type="checkbox"/>	各共済組合
恩給を受給していた	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	<input type="checkbox"/>	各金融機関
生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社または 代理店
損害保険など	名義変更、解約など	<input type="checkbox"/>	加入していた損害保険会社または 代理店
株式・債券など	名義変更など	<input type="checkbox"/>	各証券会社、各金融機関など
軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	名義変更・廃車など	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会山形事務所 山形市立谷川3丁目3553 ☎ 050-3816-1835 県自家用自動車協会県南支部(代行) 米沢市窪田町窪田325-5 ☎ 0238-37-3245
普通自動車	自動車税に関する手続き	<input type="checkbox"/>	置賜総合支庁税務課 米沢市金池7丁目1-50 ☎ 0238-26-6000(代表)
	名義変更・廃車など	<input type="checkbox"/>	東北運輸局山形運輸支局 山形市漆山字行段1422-1 ☎ 050-5540-2013
バイク(125cc超)	名義変更・廃車など	<input type="checkbox"/>	東北運輸局山形運輸支局 山形市漆山字行段1422-1 ☎ 050-5540-2013
国税関係	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	<input type="checkbox"/>	米沢税務署 米沢市門東町1丁目1-9 ☎ 0238-22-6320
不動産登記関係	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	<input type="checkbox"/>	山形地方法務局米沢支局 住所 米沢市金池7丁目4-33 ☎ 0238-22-2148

該当事項	主な手続き	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせ先
県営住宅関係	異動・継続入居・退去の手続き	<input type="checkbox"/>	県営住宅指定管理者置賜事務所 米沢市金池7丁目1-50 置賜総合支庁本庁5F ☎ 0238-24-2332 (直通)
外国籍住民	在留カード、特別永住者 証明書の返還など	<input type="checkbox"/>	仙台出入国在留管理局 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎 ☎ 022-256-6076
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費(特定難病) 受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害 等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受 給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	受給者証の返還など	<input type="checkbox"/>	置賜保健所 米沢市金池7丁目1-50 置賜総合支庁本庁舎 ☎ 0238-26-6000 (代表)
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	南陽警察署 南陽市栲塚 1618 ☎ 0238-50-0110
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
固定電話、携帯電話	契約継承、解約	<input type="checkbox"/>	
インターネット		<input type="checkbox"/>	
電気・ガス		<input type="checkbox"/>	
NHK 受信料	名義変更、解約	<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003 (IP電話などでかけるとき)
ケーブルテレビ		<input type="checkbox"/>	各契約会社 (株)ニューメディア 米沢センター 米沢市春日4丁目2-75 ☎ 0238-24-2525

※市役所以外での主な手続きです。これ以外にも手続きが必要になる場合があります。

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)などが  
必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越し  
いただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

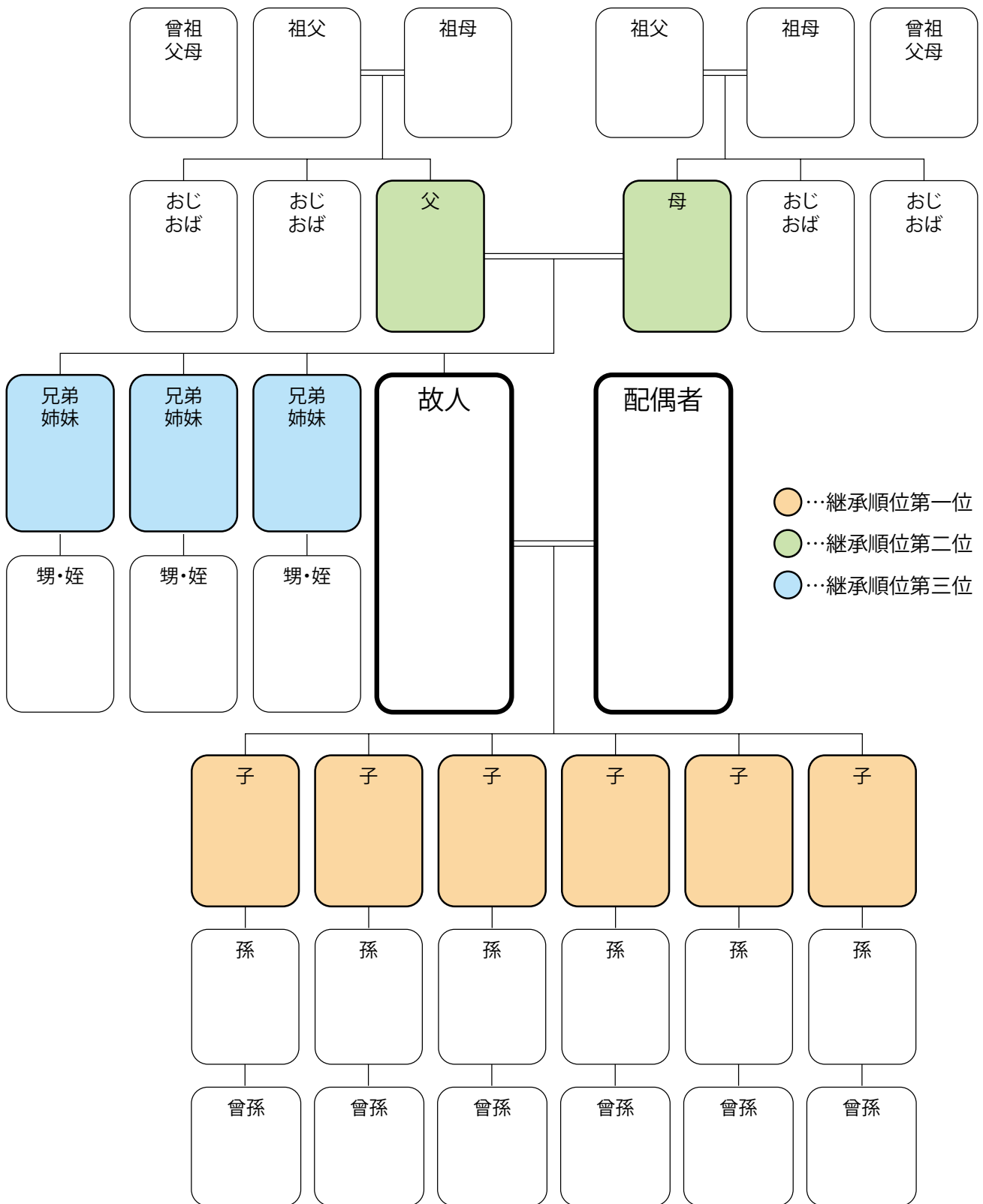
☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

## MEMO

# 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

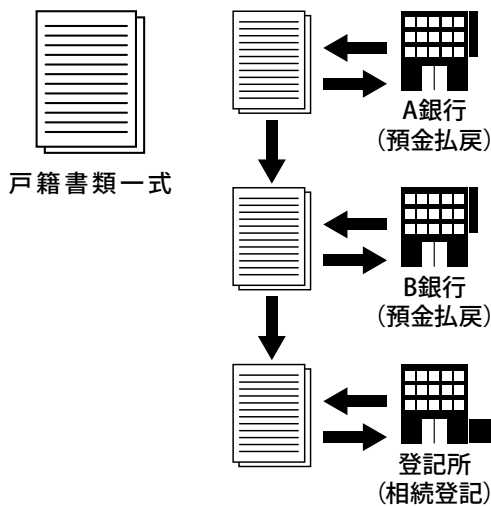
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

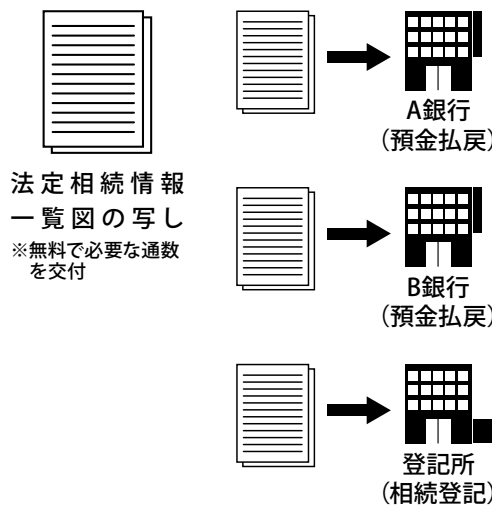
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

※委任者本人がすべて自署して下さい

## 委 任 状

南陽市長 様

年 月 日

**委任者** (依頼する方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(自署の場合押印不要)

生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

※下記1～4までを申請する場合、記載必須

必要な戸籍の本籍 南陽市 \_\_\_\_\_

筆頭者 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、下記事項に関する申請、受領の権限を委任します。

**受任者** (窓口に来られる方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 記

**委任事項**

- |                    |   |                  |   |
|--------------------|---|------------------|---|
| 1 戸籍 (全部、個人)       | 通 | 8 所得証明           | 通 |
| 2 除籍・改製原戸籍 (全部、個人) | 通 | 9 課税証明           | 通 |
| 3 附票 (謄本、抄本)       | 通 | 10 所得・課税証明       | 通 |
| 4 身分証明             | 通 | 11 評価 (土地、家屋) 証明 | 通 |
| 5 住民票 (全部、一部)      | 通 | 12 固定資産課税台帳名寄せ   | 通 |
| 6 納税証明             | 通 | 13 その他 ( )       | 件 |
| 7 資産証明             | 通 |                  |   |

\*委任する内容を○で囲み、必要とする数を明記すること。

ご存知  
ですか？

# 死後手続きは 生前から始められます！

こんな方  
におすすめ  
です

- 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



## わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT  
1

専任コンサルタントの  
手厚いサポート

POINT  
2

ご紹介する専門家は  
お住まいのエリアで安心

POINT  
3

必要な手続きを  
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9時-17時(年中無休)



鎌倉新書  
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

# 遺品の整理はお済みでしょうか？

## 安心できる遺品整理で解決！



### POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で  
すぐにご依頼いただけます。



### POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが  
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

### POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の  
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料  
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-17時(年中無休)

安心できる遺品整理



鎌倉新書  
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業



お墓のお困りごと、  
当店が解決いたします

- 墓石の加工販売
- 墓石の施工工事
- 墓石のリフォーム
- 墓石の移転・引越しまい
- その他石工事全般

お墓は家族の心のよりどころ、家族を想う心そのものです。  
「想い」は目に見えないけれどそれをカタチにしていこう、それが私たちの原点です。

- 追加戒名彫刻(1名) 33,000円～(税込)  
※ 納期 約3週間
- お墓の修理・補修 11,000円～(税込)
- ご納骨お手伝い 5,500円～(税込)
- お墓じまい 110,000円～(税込)

お墓完成までのご契約と工事風景



CAD図面作成の様子と彫刻例



ご対面を最小限に抑えるお問合せページ



これまで建立した様々な施工事例



墓石・石材工事一式  
**歌丸石材**  
一級石材施工技能士

☎ 0238-43-2575

南陽市二色根359-1

歌丸石材 🔍 検索

歌丸石材  
ホームページ  
公開中!



<https://utamaru-sekizai.com>



発行 南陽市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2022年12月

